

■くらしのカレンダー■

平成24年10月

1 (月)	10:00～行政書士無料相談会(町役場)		8:30～集団健診[特定健診・肝炎・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん検診] (東部診療所)
2 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:30～こころの相談室(はあとびあ)	17 (水)	9:30～保育園開放(みずうみ保育園) 13:00～大腸がん・子宮がん・乳がん検診 (東部診療所) 古紙 (東地区)
3 (水)	10:00～集団健診[特定健診・肝炎・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診] (菅浜農業構造改善センター) 13:00～集団健診[特定健診・肝炎・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診](丹生公民館) 14:30～集団健診[特定健診・肝炎・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診](竹波集落センター)	18 (木)	9:30～保育園開放(あおなみ保育園) 19:30～町民人権講座(はあとびあ)
4 (木)	古紙 (耳地区:河原市・南市・栄区を除く)	19 (金)	10:00～ミニさくらんぼ(金山生活改善センター)
5 (金)	10:00～ミニさくらんぼ(早瀬生活改善センター)	20 (土)	町民レガッタ(県立久々子湖ポートコース)～21日 18:00～町民レガッタ開会式(総合体育館)
6 (土)	9:00～町民健康マラソン(町民広場グラウンド)	21 (日)	8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場)
7 (日)	南地区体育祭(美浜南小学校グラウンド) 耳地区体育祭(弥美小学校グラウンド) 東地区体育大会(美浜東小学校グラウンド) 8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場)	22 (月)	
8 (月)	体育の日	23 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:00～司法書士法律相談(はあとびあ)
9 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ)	24 (水)	10:00～戦没者追悼式(はあとびあ)
10 (水)	古紙 (北・南地区)	25 (木)	10:00～2歳児歯と発達の教室(はあとびあ) 13:00～3歳児健診(はあとびあ)
11 (木)	10:00～育児学級(はあとびあ) 13:30～6・7か月児健診(はあとびあ) 古紙 (河原市・南市・栄区)	26 (金)	9:30～保育園開放(せせらぎ保育園)
12 (金)		27 (土)	8:30～ハートフルウォーク (出発:あおなみ保育園)
13 (土)		28 (日)	8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場) 8:25～美浜町卓球選手権大会(総合体育館) 8:30～ごみ(可燃・生・不燃・資源)休日受入 (～12:00 エコクル美方)
14 (日)	防災訓練(南地区) 8:00～ハートフル朝市(久々子水神公園広場) 8:30～ごみ(可燃・生・不燃・資源)休日受入 (～12:00 エコクル美方)	29 (月)	
15 (月)		30 (火)	8:30～集団健診[特定健診・肝炎・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん検診] (はあとびあ) 13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:00～大腸がん・子宮がん・乳がん検診 (はあとびあ)
16 (火)	13:00～心配ごと相談(はあとびあ) 13:00～土地建物登記法律相談(はあとびあ) 13:30～こころの相談室(はあとびあ)	31 (水)	

10月の納税 [納期限 10/31(水)] ※納付は口座振替が便利です。
固定資産税(3期)・国民健康保険税(4期)

- イベント ● 健康診断・検診 ● 子ども行事 ● ごみ・資源回収
- 行事の予定は、9月14日現在のものです。一部変更になる場合がありますので事前にご確認ください。
- 網かけの日は、役場はお休みです。
- **古紙** は古紙回収日、後に続く()内は回収地区です。 ● 毎週金曜日は **カー・セーブデー** です。
- 休日の当番医に関するお問い合わせ先 町役場 ☎32-1111(代表) 美浜消防署 ☎32-1190

人口の動き

人口総数 前月比
10,476人(- 11)
男 5,075人(- 13)
女 5,401人(+ 2)
世帯数
3,720世帯 (- 4)
平成24年9月1日現在

些細なことかもしれませんが、「障がい」という言葉を使う時は、皆さんもぜひご検討ください。(一) 8月26日に、新庄で「アドリンピック」が開催されました。網引きでは白熱の試合が繰り広げられ、参加者は泥に足をこぼれながらも、懸命の表情で綱を引き合っていました。「アドリンピック」は、14頁のまちウオッチングにも掲載しています。

こんにちは
企画政策課です。
今月号の6・7頁では、町の障がい者福祉施策について掲載しました。そこでもふれましたが、広報紙では、「障害」ではなく「障がい」と表記するようにしています(ただし、「身体障害者手帳」のような法令等で定められている語句は除きます)。
これは、第四次美浜町総合振興計画を策定する際に、町民の方から「書」という字を使うのは適切ではないという趣旨のご意見をいただき、町としてもその考えに賛同したからです。表記方法については、いろいろな議論があると思いますが、「書」という字が持つ意味を考慮すると、私自身も可能な限りひらがなで表記すべきだと考えています。
言葉を使うことは人間の特権であり、そこには無限の可能性が秘められています。それ故に、私たちは、絶えず自分の使う言葉に注意しなければならぬと思います。